

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位						
種類	項目										
A 2	1111	訪問型独自サービス11	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき						
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割	1,176単位 日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき						
A 2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	2,349	1月につき						
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき			
A 2	1321	訪問型独自サービス13				(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき			
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位 日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき						
A 2	2411	訪問型独自サービス21	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）	287	1回につき						
A 2	2511	訪問型独自サービス22	(2) 生活援助のみ行う場合	179							
A 2	2621	訪問型独自サービス23	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (二) 所要時間45分以上の場合	220							
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	163	163						
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12						
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				(1) 1週に1回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき			
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23			
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割							日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13							(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき			
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21				ロ 1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3			
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22							(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む） (2) 生活援助のみ行う場合	2	1回につき
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23							(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (二) 所要時間45分以上の場合	2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	2	-2						
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%減算	1月につき						
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15%減算							
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12%減算							
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		15%加算							
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	15%加算	1日につき						
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		15%加算	1回につき						
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		10%加算	1月につき						
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算	1日につき						
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		10%加算	1回につき						
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		5%加算	1月につき						
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算	1日につき						
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		5%加算	1回につき						
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200						
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100						
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200						
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50						
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	137/1000 加算	1月につき						
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	100/1000 加算				
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	55/1000 加算				
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	63/1000 加算	1月につき						
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	42/1000 加算							
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000 加算							

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。